

地 方 消 費 税

消費税（国税）と同様に、商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。原則として事業者が納める税金ですが、商品などの価格に上乗せされ、最終的には消費者の皆さんが代金を支払う際に消費税と合わせて負担することとなります。

<納める人>

- 国内取引（譲渡割）…… 商品やサービスの提供を行った事業者
- 輸入取引（貨物割）…… 輸入貨物を保税地域から引き取る者

<納める額>

国に納める消費税額の 22/78（商品やサービスの価格の 2.2%相当）
（地方消費税と消費税（国税）を合わせると 10%の負担率となります。）
※食料品や新聞の取引は軽減税率（地方消費税と消費税合わせて 8%）が適用となる場合があります。

<申告と納税>

- 国内取引（譲渡割）…… 当分の間、消費税と合わせて国（税務署）に申告し、納めることになっています。
- 輸入取引（貨物割）…… 消費税と合わせて国（税関）に申告し、納めることになっています。
※税務署及び税関に納付された地方消費税は、各都道府県へ払い込まれます。

<都道府県間の清算>

国から各都道府県へ払い込まれた地方消費税は、消費に関連する指標などにより、各都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入となります。

<市町村への交付>

清算後の地方消費税収入額の 50%は、県内の市町村に交付されます。

お買物は県内で

地方消費税は、消費に関連する指標などにより、全国の税収が各都道府県間で清算されます。
したがって、県内における皆さんの消費活動により納められる地方消費税が、県や市町村が行う様々な行政サービスの財源となって、地元の振興に活かされることになります。

<この県税についてのお問い合わせ先>

この県税についてお尋ねになりたいことがありましたら、県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220（第一庁舎 5 階）